

平成26年度策定予定計画について

福祉保健部

計画の名称	計画の根拠等	計画の概要	策定経過
大分県地域福祉基本計画(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法」に基づく地域福祉支援計画 ・地域福祉及びユニバーサルデザイン推進の基本指針 ・計画期間:平成27年度～31年度 	<p>「孤立ゼロ社会」の実現を目指して、人口の減少に立ち向かい、地域力を結集し、自助・共助・公助の連動による「地域のつながり」の再構築に向けた県の取組を定める。</p> <p>【基本理念、施策の基本的方向(案)】 ○誰もがどこでも個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることができる地域社会の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉を推進する体制づくり 2 地域福祉を支える人づくり 3 多様な地域資源による基盤づくり 	<p>H26.4.23 H26.7.22 大分県地域福祉基本計画(仮称)検討委員会</p> <p>H26.5.30 H26.8.27 大分県社会福祉審議会</p> <p>H26.10.15～11.14 パブリックコメント実施</p> <p>上記のほか、地域福祉座談会(H25 4回、H26 3回)を開催</p>
おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく県行動計画 ・「子ども・子育て支援法」に基づく県子ども・子育て支援事業支援計画 ・計画期間:平成27年度～31年度 	<p>次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・めざす姿「一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会」 ・基本目標「子育て満足度日本一の実現」 ・基本姿勢「子どもの育ちの支援」、「子育ての支援」 ・基本施策「子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり」等7項目 ・評価「個別事業ごとのアウトプット指標」、「効果に関するアウトカム指標」 	<p>H26.4.22 H26.5.19 H26.5.30 H26.7.3 H26.7.29 おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)(仮称)策定ワーキンググループ</p> <p>H26.6.20 H26.8.22 おおいた子ども・子育て応援県民会議</p> <p>H26.10.15～H26.11.14 パブリックコメント実施</p>

計画の名称	計画の根拠等	計画の概要	策定経過
<p>豊の国ゴールドプラン21(大分県老人福祉計画・介護保険事業支援計画) 〈第6期〉(仮称)</p>	<p>・「老人福祉法」及び「介護保険法」に基づき、県の高齢者福祉施策の基本方針を示す「老人福祉計画」と、市町村の介護保険事業の実施を支援する「介護保険事業支援計画」を一体のものとした「豊の国ゴールドプラン21」を平成12年度に策定</p> <p>・同プランは3年ごとに見直すこととされていることから、本年度、現行の第5期計画の見直しを行い、第6期計画を策定</p> <p>・計画期間：平成27年度～29年度</p>	<p>団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年(平成37年)を見据えた中長期的な視点での施策展開が必要。 第5期計画で開始した地域包括ケアシステム構築のための取組を承継・発展させるとともに、在宅医療・介護連携等の取組を本格化させていく。</p> <p>【第6期計画のポイント(制度改正等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療・介護連携の推進 ○認知症施策の推進 ○介護予防の推進 ○生活支援サービスの充実 ○介護人材の確保 <p>【県計画の基本理念、基本施策(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進 ～地域包括ケアシステムの構築～ 1 生きがいづくりと社会参加の推進 2 健康づくりと介護予防の推進 3 安心して暮らせる介護基盤づくりの推進 	<p>H26.8.21 大分県老人福祉計画 策定協議会</p>
<p>大分県障がい福祉計画 〈第4期〉(仮称)</p>	<p>・「障害者総合支援法」に基づき、障害福祉サービスや相談支援等の提供体制の確保に係る目標等を定めた具体的な実施計画として平成19年3月に策定</p> <p>・本計画は3年ごとに見直すこととされていることから、本年度、現行の第3期計画の見直しを行い、第4期計画を策定</p> <p>・計画期間：平成27年度～29年度</p>	<p>障がい者の地域移行の促進や、就労支援、地域生活を支援するため、平成29年度末の成果目標を設定し、取組を進める。 また、成果目標達成のために、平成27年度から29年度までの障がい福祉サービスや相談支援等について具体的施策と活動指標を定める。</p> <p>【主な成果目標(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設、精神科病院から地域生活への移行促進 ・福祉施設から一般就労への移行推進 ・就労支援事業の利用者増 ・地域生活支援拠点等の整備 	<p>H26.8.28 大分県障害者施策推進協議会</p> <p>H26.9.2 大分県自立支援協議会</p>

計画の名称	計画の根拠等	計画の概要	策定経過
<p>大分県ひとり親家庭等自立促進計画 〈第3次計画〉(仮称)</p>	<p>・「母子及び寡婦福祉法」(本年10月1日からは「母子及び父子並びに寡婦福祉法」)に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を目的とした施策を総合的、計画的に進めるため、平成17年3月に策定</p> <p>・本計画は5年ごとに見直すこととされていることから、本年度、現行の第2次計画の見直しを行い、第3次計画を策定</p> <p>・計画期間:平成27年度～31年度</p>	<p>ひとり親家庭等の生活の安定と向上に向けて、5つの基本的な柱を中心に、より一層充実したきめ細かな施策を展開する総合的な計画を策定する。</p> <p>【基本的な柱】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談体制と情報提供の充実 2 子育て・生活支援策の充実 3 就業支援の推進 4 養育費確保対策の充実 5 経済的支援の充実 	<p>H25.8 ひとり親家庭実態調査実施</p> <p>H26.5～26.6 県母連、母子自立支援員との意見交換</p> <p>H26.7.9 H26.9.18 大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 母子福祉部会</p> <p>H26.10.15～H26.11.14 パブリックコメント実施</p>
<p>大分県子どもの貧困対策計画(仮称)</p>	<p>・平成25年6月に成立、本年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて策定する計画</p> <p>・子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に策定</p> <p>・計画期間:未定</p>	<p>本年8月29日に、国において「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され定められた。 本年10月中旬に国において行われる説明会を受けて県の計画を策定する。</p>	

大分県地域福祉支援計画「大分県地域福祉基本計画」 (仮称)の策定について

(大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第4条に基づく
立案過程における議会への報告)

1 計画策定の趣旨

社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）では、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める都道府県地域福祉支援計画を策定することとされている。

そのため、本県では平成17年3月に、平成17年度から26年度までの10年間の計画期間とする「大分県民福祉基本計画」（以下「県民福祉基本計画」という。）を策定した。

また、平成21年に県民福祉基本計画策定から5年が経過し、介護保険制度の改正など様々な社会保障制度の改革が行われていたことにより、平成22年3月に、平成22年度から26年度までを計画期間とする「大分県民福祉基本計画（改定版）」（以下「現行計画」という。）を策定し、施策の推進に努めてきた。

このたび、平成26年度をもって現行計画の計画期間が終了することから、現行計画を見直し、「孤立ゼロ社会」の実現を目指して、人口の減少に立ち向かい、地域力を結集し、「自助」、「共助」、「公助」の連動による「地域のつながり」の再構築に向けた県の取組を定める計画を策定するものである。

2 計画の性格・位置付け

- (1) 法第108条に基づく地域福祉支援計画
- (2) 大分県長期総合計画の部門計画としての地域福祉の基本指針
- (3) 大分県におけるユニバーサルデザイン推進の基本指針

3 計画の期間

平成27年度を初年度とし、31年度を目標年次とする
5箇年計画

4 計画の基本的考え方

(1) 基本理念

誰もがどこでも個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることができると地域社会の実現

(2) 施策の基本的方向

- ① 地域福祉を推進する体制づくり（協働・支援）
- ② 地域福祉を支える人づくり
- ③ 多様な地域資源による基盤づくり

5 計画の構成

- (第1) 計画策定の背景
- (第2) 計画の基本的事項
- (第3) 計画の具体的取組
- (第4) 地域福祉の取組（好事例の紹介）

6 計画の推進

この計画を推進するため、市町村や社会福祉協議会、福祉関係団体等と連携し、取組を進めていく。

7 計画の評価

計画の進行管理を行うため、成果指標等を定め、目標値を設定する。

大分県地域福祉基本計画（仮称）の構成

第1 計画策定の背景

1 計画の趣旨

「孤立ゼロ社会」の実現を目指して、人口の減少に立ち向かい、地域力を結集し、自助・共助・公助の連動による「地域のつながり」の再構築に向けた県の取組を定める計画。

2 計画の位置付け

- 社会福祉法第108条に基づく地域福祉支援計画
- 大分県長期総合計画の部門計画としての地域福祉の基本指針
- ユニバーサルデザイン推進の基本指針

3 大分県の現状と課題

- (1) 社会や県民意識の動向 (2) 県内各地域の現状と課題

4 社会福祉制度の動向

第2 計画の基本的事項

1 計画の目指す地域像

(1) 基本理念

誰もがどこでも個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることができる地域社会の実現

(2) 施策の基本的方向

- 地域福祉を推進する体制づくり(協働・支援)
- 地域福祉を支える人づくり
- 多様な地域資源による基盤づくり

2 計画期間

5年間(平成27～31年度)

3 計画の策定体制及び進行管理

第3 計画の具体的取組

1 地域福祉を推進する体制づくり(協働・支援)

- (1) 地域住民と関係機関・団体の役割・支援
- (2) 地域特性を踏まえた市町村との協働

2 地域福祉を支える人づくり

- (1) 地域福祉の核となる人材の確保・育成
- (2) 活動の場の充実

3 多様な地域資源による基盤づくり

- (1) 県民の共生意識の醸成と行動の喚起
- (2) 共に支え合う地域力の向上
- (3) 公的サービスの充実

第4 地域福祉の取組

- 県内各地域の好事例

施策体系及び成果指標

1 地域福祉を推進する体制づくり（協働・支援）

(1) 地域住民と関係機関・団体の役割・支援

- ア 県民一人ひとりの役割
- イ 関係機関・団体の役割と連携
- ウ 社会福祉協議会への支援

(2) 地域特性を踏まえた市町村との協働

- ア 市町村等と協働する体制づくり
- イ 共通課題を検討するプロジェクトチームの設置

成果指標

○ 相談できる相手がいる人の割合

○ 社会福祉協議会の認知率

○ 地域に住み続けたいと思う人の割合

2 地域福祉を支える人づくり

(1) 地域福祉の核となる人材の確保・育成

- ア 民生委員・児童委員を支援する体制づくり
- イ 社会福祉従事者の確保と資質向上
- ウ ボランティア活動へいざなう仕組みづくり
- エ 多様な地域福祉の担い手の発掘

(2) 活動の場の充実

- ア 自治会組織の活動促進
- イ サロン活動等交流の場の充実
- ウ 校区社協等を主体とした地域福祉活動の推進

成果指標

○ 民生委員・児童委員活動に対する理解・支援度

○ 地域行事に参加している人の割合

○ 校区社協等のある自治会数

3 多様な地域資源による基盤づくり

(1) 県民の共生意識の醸成と行動の喚起

- ア 「こころ」のユニバーサルデザインの推進
- イ 「まち」や「もの」のユニバーサルデザインの推進
- ウ 「サービス・情報」や「制度・仕組み」のユニバーサルデザインの推進
- エ 県民が自ら地域の課題に取り組む機会づくり

(2) 共に支え合う地域力の向上

- ア 民間事業者等と協働する見守り体制の推進
- イ 災害時に配慮を要する人を支える地域づくりの促進
- ウ 地域住民と協働する法人後見等の推進
- エ 通院や買い物等移動に困難を抱える人に対する支援の充実

(3) 公的サービスの充実

- ア 誰もがその人らしく暮らし続けられる権利擁護の推進
- イ 生活に困窮する人などを支援する体制の整備
- ウ 社会福祉事業の質の確保

成果指標

○ ユニバーサルデザイン認知率

○ 見守りネットワークを設置している市町村数

○ 個別支援計画策定済の自主防災組織率

大分県次世代育成支援行動計画「おおいた子ども・子育て 応援プラン（第3期計画）」（仮称）の策定について

（大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第4条に基づく立案過程に
おける議会への報告）

1 計画策定の趣旨

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成のため、地方公共団体において、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するための行動計画を、5年ごとに5年を1期として策定することとされている。

そのため本県では、平成17年3月に「おおいた子ども・子育て応援プラン」を、また、22年3月に「新 おおいた子ども・子育て応援プラン」（第2期計画）を策定した。

このたび、26年度をもって第2期計画の計画期間が終了することから、これを見直し、「一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会」の実現を目指して、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための県の取組を定める第3期計画を策定するものである。

2 計画の性格・位置付け

- (1) 「次世代育成支援対策推進法」第9条に基づく都道府県行動計画
- (2) 「子ども・子育て支援法」第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- (3) 大分県長期総合計画の部門計画としての次世代育成支援の基本指針

3 計画の期間

平成27年度を初年度とし、31年度を目標年次とする5箇年計画

4 計画の基本的考え方

(1) めざす姿

一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会

（具体像）

- ①地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる
- ②必要なときに子育て支援サービスを利用することができる
- ③親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる
- ④希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる
- ⑤かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる

(2) 基本目標

子育て満足度日本一の実現

(3) 基本姿勢

子どもの育ちの支援、子育ての支援

(4) 基本施策

- ①子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり
- ②地域における子育ての支援
- ③子育ても仕事もしやすい環境づくり
- ④きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援
- ⑤結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- ⑥子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進
- ⑦子どもにとって安全・安心なまちづくり

5 計画の推進

この計画を推進するため、市町村はもとより、家庭や地域、学校、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、取組を進めていく。

6 計画の評価

個別事業ごとに数値目標を設定し、施策の進捗状況を評価するとともに、計画の総合的な効果を図る指標として、総合的な子育て満足度の指標を設ける。

おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)(仮称)の骨子

めざす姿

一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会

具 体 像

- ①地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる
- ②必要なときに子育て支援サービスを利用することができる
- ③親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる
- ④希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる
- ⑤かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる

基本目標

子育て満足度日本一の実現

基本姿勢

子どもの育ちの支援

子育ての支援

基本施策

1 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり

2 地域における子育ての支援

3 子育ても仕事もしやすい環境づくり

4 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

5 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

6 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進

7 子どもにとって安全・安心なまちづくり

評価体系

アウトプット指標による評価
(個別事業評価)

アウトカム指標による評価
(レーダーチャート)

おいいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）（仮称）の構成

■ 計画策定にあたって

（計画策定の趣旨、計画の性格、計画の期間、県民意見等の反映）

■ I 総論編

第1章 少子化の現状

第2章 後期計画の評価

（個別事業ごとの評価、総合的な評価）

第3章 計画の基本的な考え方

（めざす姿、具体像、基本目標、基本姿勢）

第4章 計画の推進にあたって

（家庭や地域、学校、企業等の役割）

■ II 各論編

※右欄に記載

■ III 第3期計画の評価

（個別事業ごとの評価、総合的な評価）

■ IV 資料編

（市町村担当窓口、各論編施策別担当課・室一覧 等）

各論編（下線部分は第2期計画からの変更箇所）

第1章 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり

- (1)社会全体の意識づくり
- (2)子どもの人権を尊重する意識づくり
- (3)男女共同参画に関する意識づくり

第2章 地域における子育ての支援

- (1)地域子育て支援サービスの充実
- (2)幼児期の教育・保育の環境整備
- (3)子育て支援者の育成
- (4)子育て支援サービスに関する情報提供の充実
- (5)子育て支援のネットワークづくり

第3章 子育ても仕事もしやすい環境づくり

- (1)ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2)男性の育児参画の推進
- (3)女性の就労支援
- (4)若者の就労支援

第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

- (1)児童虐待に対する取組の強化
- (2)社会的な養護の場の充実
- (3)ひとり親家庭への支援
- (4)子どもの貧困対策の推進
- (5)障がい児への支援
- (6)いじめ・不登校やひきこもりへの対応
- (7)在住外国人の親と子どもへの支援

第5章 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

- (1)結婚・妊娠・出産の支援
- (2)子どもや母親の健康づくり
- (3)思春期からの健康づくり
- (4)子どもの病気への支援
- (5)食育の推進

第6章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進

- (1)子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり
- (2)家庭や地域の教育力の向上

第7章 子どもにとって安全・安心なまちづくり

- (1)子育てしやすい生活環境づくり
- (2)安心して外出できる環境づくり
- (3)子どもの安全を守るまちづくり
- (4)子どもの非行を防ぐ環境づくり

総合的な評価指標

具体像	指標	目標値 (31年度)	現況値 (26年度)	最新値	進捗	出典
(1) 地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる	①子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合（就学前児童・小学生を持つ親）	100.0%	62.4%			平成25年度子ども・子育て支援事業計画のための実態調査（市町村調べ）
	②住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合（就学前児童）	全国トップレベル (5位) 39.2%	19位 24.5%			
(2) 必要なときに子育て支援サービスを利用することができる	③保育所入所待機児童数（4月1日現在）	全国トップレベル (5位) 0人	25位 95人			平成25年厚生労働省調べ（4月）
	④子ども1人当たりの医療費・保育料等助成	全国トップレベル (5位) 10,911円	12位 9,487円			こども子育て支援課調べ
(3) 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、互いに喜びを感じることができる	⑤6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	全国トップレベル (5位) 93分	7位 86分			平成23年社会生活基本調査
	⑥25～44歳女性の就業率	全国トップレベル (5位) 79.1%	26位 71.7%			平成24年就業構造基本調査
(4) 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる	⑦合計特殊出生率	全国トップレベル (5位) 1.64	12位 1.56			平成25年人口動態統計月報統計（概数）
	⑧妊娠から出産までの間に満足感・充実感があった、と答えた人の割合	全国トップレベル (5位) 95.0%	11位 94.3%			平成25年「健やか親子21」進捗状況に関する実態調査
(5) かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる	⑨自分にはよいところがあると思う、と答えた子どもの割合	全国トップレベル (5位) 72.1%	16位 68.2%			平成25年度全国学力・学習状況調査
	⑩難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している、と答えた子どもの割合	全国トップレベル (5位) 71.1%	26位 67.3%			

達成率

70.9%

「総合的な子育て満足度」レーダーチャート

